

【令和5年度白鷹町空き家等解体補助事業の概要】

(補助対象内容)

●補助対象の建物 ①②のいずれか

- ① 特定空き家等に認定された建物
- ② 道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等

(注) ②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いの下、実際の建物外観を調査した上で測定させていただきます。

●事業実施者

- ・所有者等（所有者又は法定相続人）に限ります。
- ・所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます。

※権利者の同意必須

- 公共事業による移転等の事業は含みません。
- 対象事業費が500,000円以上のもの。
- 所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾又は許可を得ているもの。

(補助金額)

- 補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1/2（上限500,000円）
- 町内業者が解体撤去工事を行う場合は100,000円を加算します。

(募集期間)

- 令和5年5月16日から令和5年6月9日まで
建設課窓口または町ホームページにある事前協議書（様式第1号）及び建物の解体等に関する同意書（様式第2号）を必要書類と合わせて建設課都市・住宅係までご提出ください。

(注意点)

- 事前協議書（様式第1号）の提出は補助金の交付を確約するものではありません。
- 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示いたします。
（6月下旬頃を予定）